

各 位

第164期定時株主総会における議決権行使の集計について

当行は、株主総会における議決権の事前行使の集計を、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行に委託しております。今般、みずほ信託銀行において、一部議決権の未集計が判明したことを受け、2020年6月25日開催の当行第164期定時株主総会（以下本総会といいます）の議決権行使の集計に関し、下記のとおりお知らせいたします。

記

本総会における議決権行使書の郵送による行使期限は、本総会前日の2020年6月24日午後5時到着分までとしておりましたが、行使期限前に到着分の一部が議決権集計結果に反映されておりませんでした。

みずほ信託銀行から報告を受け、事実関係を確認したところ、集計に反映されなかった議決権行使書は15件、その議決権個数は345個（総議決権数の0.008%）であり、議案の成否に影響を与えるものではございませんでした。今後につきましては、みずほ信託銀行に対し、再発防止に向け適切な措置を講じるよう求めてまいります。

株主の皆さまの重要な権利行使に関し、訂正が生じたことを深くお詫び申し上げます。

なお、訂正後の具体的な賛成率等につきましては、当行ホームページに掲載の「臨時報告書の訂正報告書」に記載しております。

> **第164期定時株主総会「臨時報告書の訂正報告書」**

以 上

（ご参考）みずほ信託銀行ニュースリリース

https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20200924_2.pdf